政　令

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十一号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年三月十五日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十二号

中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条、第十四条及び第十七条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公害防止保険」の下に「（第七項において「公害防止保険」という。）」を、「エネルギー対策保険」の下に「（第七項において「エネルギー対策保険」という。）」を、「海外投資関係保険」の下に「（第七項において「海外投資関係保険」という。）」を、「事業再生保険」の下に「（第七項において「事業再生保険」という。）」を加え、同条第二項中「担保（」の下に「当該中小企業者が特定法人以外の者である場合にあつては、」を加え、同条第五項中「担保（」の下に「当該中小企業者が特定法人以外の者である場合にあつては、」を加え、同条に次の一項を加える。

7　前各項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者又は再生中小企業者が特定法人である場合における無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険の保険関係（無担保保険の保険関係であつて中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（同法第十二条第一項第一号ハに該当する者として同項の認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）又は同法第十三条第六項に規定する経営承継借換関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前各項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特例中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（下請中小企業振興法施行令の一部改正）

第三条　下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、「。次条」を「。次条第一項」に、「普通保険（次条」を「普通保険（次条第一項」に改め、「無担保保険（」の下に「次項及び」を加え、「この条及び次条」を「この項及び次条第一項」に、「特別小口保険（次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中小小売商業振興法施行令の一部改正）

第四条　中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。